

「洲本市障害福祉サービスの手引」協働発行事業  
に係る企画提案募集要領

平成31年2月

洲本市 健康福祉部 福祉課

## 1. 業務の概要

### 1.1 業務名

「洲本市障害福祉サービス手引」協働発行业業

### 1.2 目的

洲本市の障害福祉サービスに関するサービス情報、行政サポート情報の案内等を分かりやすく、利用しやすいようにまとめて掲載した「洲本市障害福祉サービスの手引」を発行することにより、障害福祉サービス制度利用による市民生活の利便性の向上を図るため。

### 1.3 業務内容

「洲本市障害福祉サービスの手引」協働発行业業 仕様書のとおり

### 1.4 費用負担

本事業による企画、デザイン、編集、印刷製本の発行等に要する一切の経費は、協働発行业業者が負担し、洲本市は一切の費用を負担しない。

なお、事業者は、「洲本市障害福祉サービスの手引」に広告を掲載できるものとし、その広告により得られる収入は、事業者の帰属するものとする。

## 2. 企画提案に関する事項

### 2.1 参加資格条件

本事業へ参加できる者は、次に掲げる条件にすべて該当し、「洲本市障害福祉のサービスの手引」協働発行业業者参加資格確認書により、その資格が確認された者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画を認可された者については、更生手続開始の申立てをしな

った者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画を認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 本事業に係る協定締結までに、洲本市入札参加資格制限基準及び洲本市停止基準に基づく指名停止業者とならないこと。

(5) 洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていない者であること。

(6) 本事業と同種又は類似する業務実績及び協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有すること。

(7) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと。

## 2.2 協働発行スケジュール

項目	日程
公告・企画提案募集要領等の配布	平成31年2月6日(水) ～平成31年2月15日(金)
質問書の受付	平成31年2月6日(水) ～平成31年2月12日(火)正午
質問書に対する回答期限	平成31年2月15日(金)
参加申込書等の提出期限	平成31年2月15日(金)正午
提案書の提出期限	平成31年2月22日(金) ※当日消印有効
事業者選定	平成31年3月中旬
選定結果通知	平成31年3月下旬
協定締結	平成31年4月初旬
校正等	協定締結から発行まで(3～4回程度)
発行	2019年7月下旬

## 2.3 質問受付及び回答

### (1) 質問受付期間

平成31年2月6日(水)から平成31年2月12日(火)正午まで(必着)

### (2) 質問書の提出方法及び提出先

「洲本市障害福祉サービスの手引」協働発行业務質問書により、(1)の期間に健康福祉部福祉課まで持参又は電子メール(fukushi@city.sumoto.lg.jp)で提出すること。

### (3) 質問書に対する回答

質問及び回答は、市ウェブサイトで公開する。

### (4) 注意事項

質問書に対する回答の内容は、本企画提案募集要領の追加又は修正とみなすものとする。

## 2.4 応募受付及び提出

### (1) 受付期間

#### ①参加申込書受付について

平成31年2月6日(水)～平成31年2月15日(金)正午まで(必着)

#### ②提案書提出について

平成31年2月22日(金)午後5時まで ※郵送の場合は、当日消印有効

### (2) 提出書類及び提出部数

#### ①「洲本市障害福祉サービスの手引」協働発行业務参加申込書 1部

#### ②「洲本市障害福祉サービスの手引」協働発行业務参加資格確認書 1部

#### ③「洲本市障害福祉サービスの手引」協働発行业務企画提案書

8部(正本1部、副本7部)

#### ④過去に地方自治体等と協働発行した同種の刊行物及び契約書の写しなど類似業務の実績を確認できる資料 8部(正本1部、副本7部)

### (3) 提出方法

(2)の提出書類を、直接、健康福祉部福祉課(2.7担当者及び連絡先参照)又は郵送で提出すること。

### (4) 「洲本市障害福祉サービス手引」協働発行业務企画提案書について

#### ①提案書添付資料は、A4判又はA3判とし、様式は自由とする。

#### ②提案書添付資料は、次に掲げる事項を記載すること。

ア 協働事業についての考え方と方針

- イ 制作体制、意見・質問・苦情対応体制、広告等審査体制等
- ウ 事業スケジュール
- エ 「洲本市障害福祉サービスの手引」の内容提案
- 総頁数、情報頁数、広告頁数(又は割合)、紙質、製本、規格、刷り色、構成、掲載記事案(6頁程度(表紙を除く))
- オ 広告掲載基準、広告掲載予定数及び広告募集計画(募集の手順等)
- カ その他PR資料

## 2.5 協働発行事業者の選定方法及び協定の締結

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、企画提案書を基に書類審査を実施する。(必要に応じてヒアリングを実施。)

洲本市が設置する選定委員会で提案書を総合的に審査し、最も評価が高い者を協働発行事業者として決定する。

### (2) 評価基準

項目及び配点(100点満点/委員)は次のとおりとする。

最上位者の合計点数が同点となった場合は、協働発行事業者選定委員会の委員長の決するところによる。

なお、参加者が一者であっても選定委員会は実施するものとし、合計点数が全審査委員の合計点数の半分に満たないときは、協働発行事業者を選定しないものとする。

- ① 企画提案の内容(50点満点)
- ② 協働事業への推薦体制及び工程(10点満点)
- ③ 類似業務取扱実績(10点満点)
- ④ 全体的適正度(30点満点)

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書提出者全てに対して書面で通知する。

### (4) 協議の締結

市は、選定された協働発行事業者と、速やかに協議を行い本事業に係る協定の締結をする。

## 2.6 その他留意事項等

- (1) 提出された書類等は返却しない。

- (2) 提出以降における企画提案書等の差し替え・修正及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4) 提案者は、提出書類をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 企画提案書等の作成、提出、質問、プレゼンテーション等に要する経費等はすべて提案者の負担とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 採用された企画提案の内容は、採用となった協働発行事業者と協議の上、変更することがある。
- (8) 提出された書類は、洲本市情報公開条例及び洲本市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示することがある。
- (9) 企画提案書等の作成のため、本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することが出来ない。
- (10) 協働発行事業者の選定については、参加事業者数及び総合点による順位のみ(協働発行事業者以外の提案者名は非公開)本市ホームページで公表する。
- (11) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ① 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ③ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
  - ④ 協働発行事業者選定終了までの間に、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合
  - ⑤ 協定締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
  - ⑥ その他不正な行為があった場合

## 2.7 担当者及び連絡先

洲本市 健康福祉部 福祉課障害福祉係(担当:伊達、篠原)  
住所 : 〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号  
TEL:0799-22-3321 FAX:0799-22-1690  
Email : fukushi@city.sumoto.lg.jp